

南九州市訓令第5号

南九州市長期継続契約を締結することができる契約の取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年7月27日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市長期継続契約を締結することができる契約の取扱規程の一部を改正する訓令

南九州市長期継続契約を締結することができる契約の取扱規程（平成19年南九州市訓令第33号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

長期継続契約 承認申請書

下記の長期継続契約案件について、南九州市長期継続契約を締結することができる契約の取扱規程第2条の規定に基づき申請しますので、承認願います。

記

件名								
主管課	課	係		担当者名				
履行期間								
履行期間が5年を超える場合の理由								
契約の内容								
契約方法の予定								
費用の概要	全体見込額		円	随意契約				
	1年目		円	理由				
	2年目		円	年目			円	
	3年目		円	年目			円	
	4年目		円	年目			円	
	5年目		円	年目			円	
長期継続契約の理由								
予算科目	会計名		款	項	目	事業	節	細節
	目名							
	事業名							

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和８年８月１日から施行し、改正後の南九州市長期継続契約を締結することができる契約の取扱規程は、令和７年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に南九州市長期継続契約を締結することができる契約の取扱規程の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の南九州市長期継続契約を締結することができる契約の取扱規程の規定による様式とみなす。